



令和 7 年 2 月 3 日

宮城地方労働審議会
会 長 砂金 直美 殿

宮城地方労働審議会
家内労働部会長 桑原 真弓

報告書

当家内労働部会は、令和 7 年 2 月 3 日、第 1 5 次最低工賃新設・改正計画及び宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について、審議した結果、別紙のとおり結論となったので報告する。

なお、本件の審議に当たった部会委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員	小幡 佳緒里
	熊谷 真宏
	桑原 真弓

家内労働者代表委員	阿部 祥大
	阿部 徹
	泉 利雄

委託者代表委員	飯塚 正行
	笹崎 直也
	桃井 健次

第15次最低工賃新設・改正計画について

計画期間の令和7年度から令和9年度までの改正は、令和7年度及び9年度が宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃、令和8年度が宮城県電気機械器具製造業最低工賃とする。

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正の必要性について

令和4年4月15日に効力を発生した以下の宮城県電気機械器具製造業最低工賃は、改正の必要性を認める。

1 適用する家内労働者

宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者

3 家内労働者に係る最低工賃額（令和4年4月15日発効）は次のとおり

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	端末加工 （表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。）	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円78銭
	チューブ挿入 （端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		1ヶ所につき 1円90銭
コネクタ	差し （コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	1ピンにつき 53銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 41銭